

香芝市地震防災対策 アクションプログラム



香芝市庁舎

平成20年3月

香 芝 市

はじめに

近年、西日本は地震の活動期に入ったといわれており、海溝型の東南海・南海地震や、内陸型の中央構造線断層帯、奈良盆地東縁断層帯、生駒断層帯などによる地震の発生が懸念されています。

平成7年1月に発生し、大きな被害をもたらした阪神・淡路大震災以降も、平成12年の鳥取県西部地震、平成16年の新潟県中越地震、平成17年の福岡県西方沖地震、平成19年には3月の能登半島地震、7月の新潟県中越沖地震など大地震が頻発しており、地震はいつどこで発生しても不思議ではない状況にあるとの認識が広がっており、自助、共助、公助による防災協働社会を実現し、安全で安心なまち「かしば」を目指して、地震防災対策を実施することが本市における緊急の課題であります。

内閣府に設置される中央防災会議においては、東海地震及び東南海・南海地震発生時における死者数、経済被害額を今後10年間で半減することを目標として地震防災戦略が策定され、奈良県では地震防災戦略の考え方に準じ、地震災害に強い奈良県づくりを目指し奈良県地震防災対策アクションプログラムを平成18年3月に策定されたところであります。

市では、「かしば」のあるべき姿に向かって、限られた人的・物的資源等を最大限有効に活用し、地震災害を生き抜くことを決意し、国及び奈良県の地震防災戦略と連携した形で大規模地震発生時の想定人的被害を今後10年間で半減することを減災目標とし、10の施策の柱を設定し、242項目のアクション項目から構成される「香芝市地震防災対策アクションプログラム」を策定したところであります。

今後、市ではこのアクションプログラムに基づき、国、奈良県、他市町村、防災関係機関、市民、企業などの幅広い主体と役割を分担し連携しながら地震防災対策を推進して参ります。

市民の皆様におかれましても、市の取り組みに併せて、大規模地震発生に備え、水・食糧などの備蓄、住宅の耐震化、家具等の転倒防止対策の実施等自ら災害に対する手段を講じていただくとともに、地域の自主防災組織に参加し、その活動に加わるなど防災活動に寄与していただきますようお願い申し上げます。

平成20年3月

香芝市長 先山昭夫

目 次

アクションプログラム策定の経緯	1
アクションプログラムの基本理念と減災目標	2
アクションプログラムの考え方	3
アクション項目の分類	5
アクションプログラム体系図	7
アクションプログラム一覧	8
1 地震に強いまちをつくる	8
2 地域の防災力を向上させる	11
3 的確な防災情報処理を実施する	13
4 人的資源を確保する	15
5 市民のいのちを守る	17
6 安全・安心を守る	20
7 生活基盤を安定させる	21
8 市民の生活を支援する	23
9 香芝のまちのイメージを守る	26
10 復興を視野に入れる	28
アクションプログラム具体目標	31

資料編目次

- ・ 香芝市地震防災対策アクションプログラムの概要・・・・・・・・・・資料 1
- ・ アクションプログラムの策定経過・・・・・・・・・・資料 2
- ・ 用語解説集・・・・・・・・・・資料 3

アクションプログラム策定の経緯

1 大規模地震発生の懸念

国の地震調査委員会が公表した活断層及び海溝型地震の長期評価一覧表（算定基準日平成19年1月1日）によると、今後30年以内の地震発生確率は、海溝型（南海トラフの地震）の南海地震、東南海地震についてはそれぞれ50%程度、60%～70%程度と推定され、今世紀前半の発生が懸念されています。

一方、内陸型の中央構造線断層帯及び奈良盆地東縁断層帯による地震の今後30年以内の発生確率はほぼ0%～5%程度で、我が国の主な活断層の中では発生確率が高いグループに属し、生駒断層帯による地震はほぼ0%～0.1%程度で、活断層の中ではやや高いグループに属すると評価されました。

また、これらの地震が発生した場合の被害想定につきましては、第2次奈良県地震被害想定調査報告書（平成16年10月奈良県公表）では、南海地震及び東南海地震が同時発生した場合、死傷者等の被害は相対的に少ないものの、ライフラインの供給障害により市民生活に支障が生じることが予測されます。

一方、中央構造線断層帯による内陸型地震が発生した場合、本市では、死者154人、負傷者842人、住家の全半壊6,667棟、避難者数22,244人など、人的・物的被害は甚大となり、市内ほぼ全域において断水、停電、都市ガス供給支障等の障害が起こり、市民生活に大きな影響を及ぼすことが予測されます。

第2次奈良県地震被害想定調査報告書抜粋（香芝市域の被害状況）

地震名	マグニチュード	最大震度	死者（人）	住家全壊（棟）	避難者（人）
中央構造線断層帯	8.0	7	154	3,952	22,244
奈良盆地東縁断層帯	7.5	6強	97	2,537	16,135
生駒断層帯	7.5	7	142	3,686	21,170
東南海・南海地震 同時発生	8.6	5強	0	15	81

2 アクションプログラムの必要性

いつどの程度の規模で発生するかわからない地震に対して、それまでの与えられた時間をどういかに、いかにして自助・共助の地域防災力と行政による公助を有機的につなげるかということは極めて重要であります。

地震による被害を完全に防ぐことは出来ないものであるから、被害を最小限にするための対策の優先順位付けを行い、それに基づき計画的に防災対策事業を実践することが求められます。

市では、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた「香芝市地域防災計画」に基づき、各種の防災施策を講じておりますが、本計画の実行性を高めることを目的として地域防災計画の実施計画としての位置付けである「香芝市地震防災対策アクションプログラム」を策定し、減災のための選択と集中を行って参ります。

アクションプログラムの基本理念と減災目標

1 基本理念

21世紀前半の地震活動期に備え、市民と共に防災協働社会を実現し、安全・安心都市「かしば」を目指します。

2 減災目標

大規模地震発生時の想定人的被害（平成16年10月公表第2次奈良県地震被害想定調査報告書による）を今後10年間で半減。

国の地震防災戦略の考え方(今後10年間で東南海・南海地震による死者数、経済被害額を半減)及び奈良県の地震防災対策アクションプログラム(大規模地震発生時の想定人的被害を今後10年間で半減)に準じ、今後10年間で香芝市が目指すべき減災目標を上記のとおり設定します。

3 アクションプログラムの位置付け

アクションプログラムは、香芝市地域防災計画に基づき実施する施策のうち、今後30年を見据えて、当初の10箇年で重点的に取り組む事業の実施計画です。

《計画期間 平成20年度～29年度の10箇年》

奈良県地震防災対策アクションプログラムとも整合を図りながら進めます。

《計画期間 平成18年度～27年度の10箇年》

国（中央防災会議）の地震防災戦略とも整合を図りながら進めます。

《計画期間 平成17年度～26年度の10箇年》

アクションプログラムの考え方

1 目的

地震災害に強いまち“かしば”を目指し、地域防災計画の実効性を高めるため、市が実施する地震防災対策を体系化した、個別の項目ごとの具体的な実施計画であるアクションプログラムを策定するものです。

2 計画期間

平成20年度から平成29年度までの10箇年です。

3 アクションプログラムの体系

(1) 施策の柱

地震防災対策の目的である地震被害の軽減を図るため10の施策の柱を設定します。

- 1 地震に強いまちをつくる
- 2 地域の防災力を向上させる
- 3 的確な防災情報処理を実施する
- 4 人的資源を確保する
- 5 市民のいのちを守る
- 6 安全・安心を守る
- 7 生活基盤を安定させる
- 8 市民の生活を支援する
- 9 香芝のまちのイメージを守る
- 10 復興を視野に入れる

(2) 施策項目

施策の柱を推進するため40の施策項目を設定します。

(3) アクション目標

施策項目を推進するため104のアクション目標を設定します。

(4) アクション項目

アクション目標を推進するため242のアクション項目を設定し、実施期間、実施主体、市の役割、担当課を記載します。

4 計画の推進

(1) アクション項目の実施期間を以下のとおりに区分して推進します。

短期：概ね2年程度で完了または集中実施

中期：概ね5年程度で完了

長期：10年以上継続的に実施

(2) 早期に実践すべきアクション項目については、平成20年度から迅速に着手します。

ただし、アクションプログラムの策定を待たずに早急に着手すべきものは、平成19年度以前から着手しています。

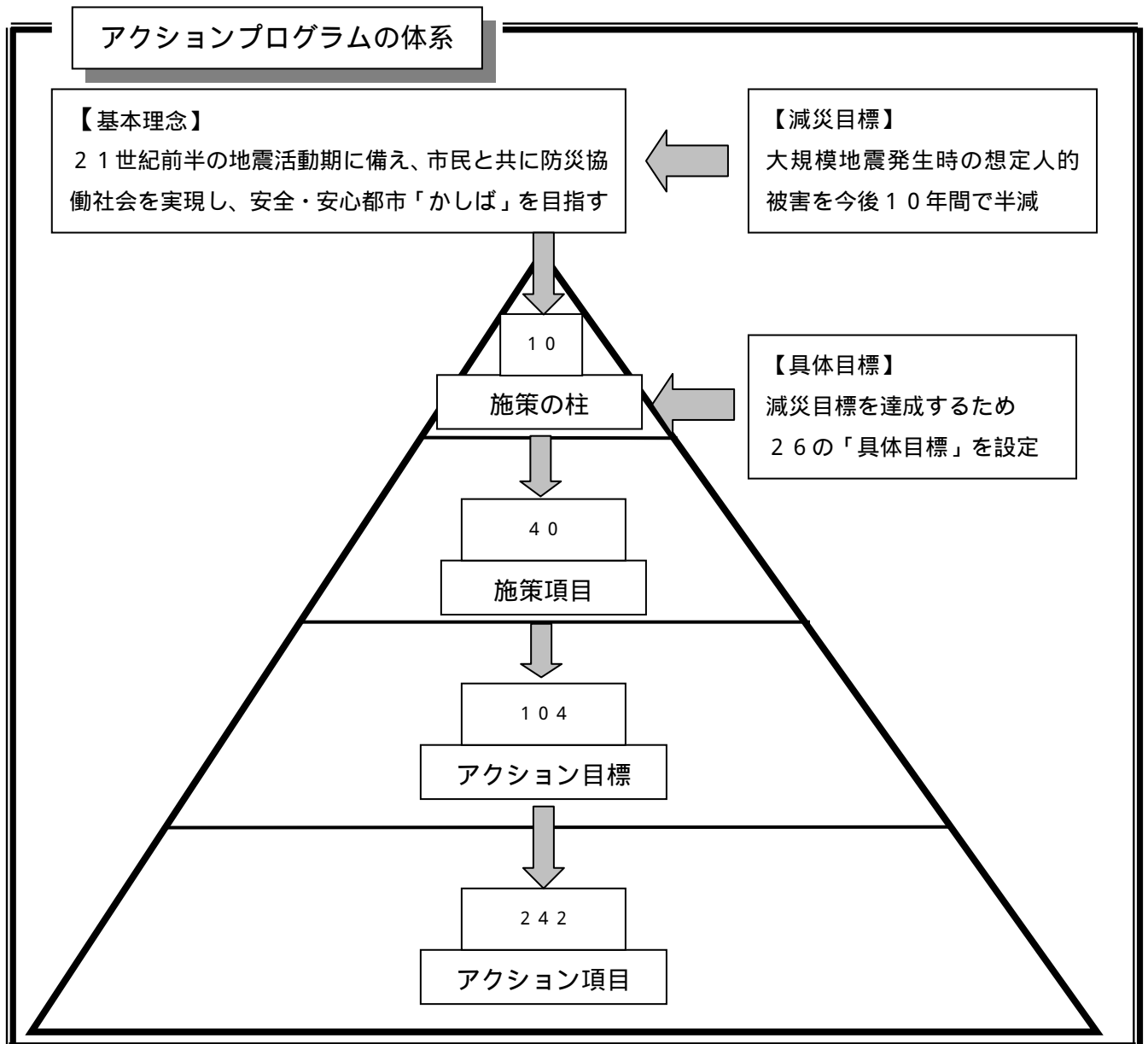
(3) 計画の具体的な推進のため、適正な進行管理を行います。

(4) アクションプログラムを着実に推進するため、的確に進捗状況を把握し、必要に応じて見直しを行います。

5 アクション項目具体化の検討に際しての留意点

(1) 1つのアクション項目に対して、複数の実施事業を検討します。

(2) 市においては全庁体制で臨み、市民の皆様の協働を求めます。



アクション項目の分類

1 実施期間

アクション項目の短期・中期・長期の分類は、可能な限り短期に分類しています。

計画・マニュアル・指針等の作成、防災訓練の実施や市民への啓発事業については、原則として短期に分類しています。ただし、計画・マニュアル・指針等の見直し、防災訓練の実施や啓発事業は繰り返し継続して実施していきます。

災害に強い道路網の整備や災害対応の拠点となる施設の耐震化などについては、計画的に取り組む必要があるとともに、財政的な制約もあることから長期に分類しています。

短期（概ね2年程度で完了または集中実施）

《例示》

啓発

家具・ロッカー等の転倒防止対策の啓発、自主防災組織の組織化の推進等
連携の強化

ライフライン関係機関・災害ボランティア団体・他市町村・県・国等との連携
マニュアル作成

災害対策本部運営マニュアル、各部班での業務別マニュアルの作成等
指針・計画作成

市有建築物の耐震化促進指針、住宅・建築物耐震化促進計画の作成等
訓練実施

災害対応訓練、保育所・幼稚園・学校等における防災教育・訓練の実施等

中期（概ね5年程度で完了）

《例示》

システム構築

防災行政無線の整備、防災対応マニュアルの機能強化等
施設整備

防災拠点施設及び避難所設備機能の整備等

長期（10年以上継続的に実施）

《例示》

基盤整備

道路整備、河川整備、ため池整備等

耐震化

災害対応拠点・学校施設の耐震化促進、住宅・民間建築物の耐震化推進等

その他

文化財の防火対策の推進等

アクションプログラム一覧には、次のように表記します。

短期 → 短

中期 → 中

長期 → 長

2 実施主体

大規模な地震が発生した場合には、全市的な被害が発生することが想定され、市においては市長以下陣頭体制で臨むことが必要となり、自分の担当ではないといえる人は誰もいないという意識のもと災害対策活動を実施することとなりますが、行政には人的・物的な資源が無限に存在するわけではなく、むしろ自助（市民や企業が自ら取り組むもの）及び共助（地域やボランティア等が取り組むもの）のいわゆる地域の防災力による役割が極めて重要になるものと考えられます。

アクションプログラムにおいては、アクション項目ごとに実施主体を以下のとおり分類しています。

- 市・・・・・・・・市（水道局・教育委員会・消防署・社会福祉協議会等を含む）
- 県・・・・・・・・県（水道局・教育委員会・警察本部等を含む）
- 国・・・・・・・・国（地方支分部局・自衛隊等を含む）
- 防災関係機関・・・日本赤十字社・医師会等の公共的機関、電気・ガス・輸送・通信・道路等の公益的事業を営む法人等
- 市民・・・・・・・・市民・自治会・自主防災組織・文化財所有者・NPO・ボランティア等
- 企業・・・・・・・・企業、医療法人、学校法人、社会福祉法人等

*なお、実施主体が上記以外の場合は、主体名を記入しています。

3 市の役割

アクションプログラムでは、市が果たすべき役割を下記のとおり分類しています。

- 直接・・・・・・・・市が直接実施
- 支援・・・・・・・・他の実施主体が行う対策に対する人的・財政的支援、情報・場所・物資等の提供、ガイドライン掲示等
- 助言・・・・・・・・他の実施主体が行う対策に対する助言、文書依頼、要望等

アクションプログラム一覧には、次のように表記します。

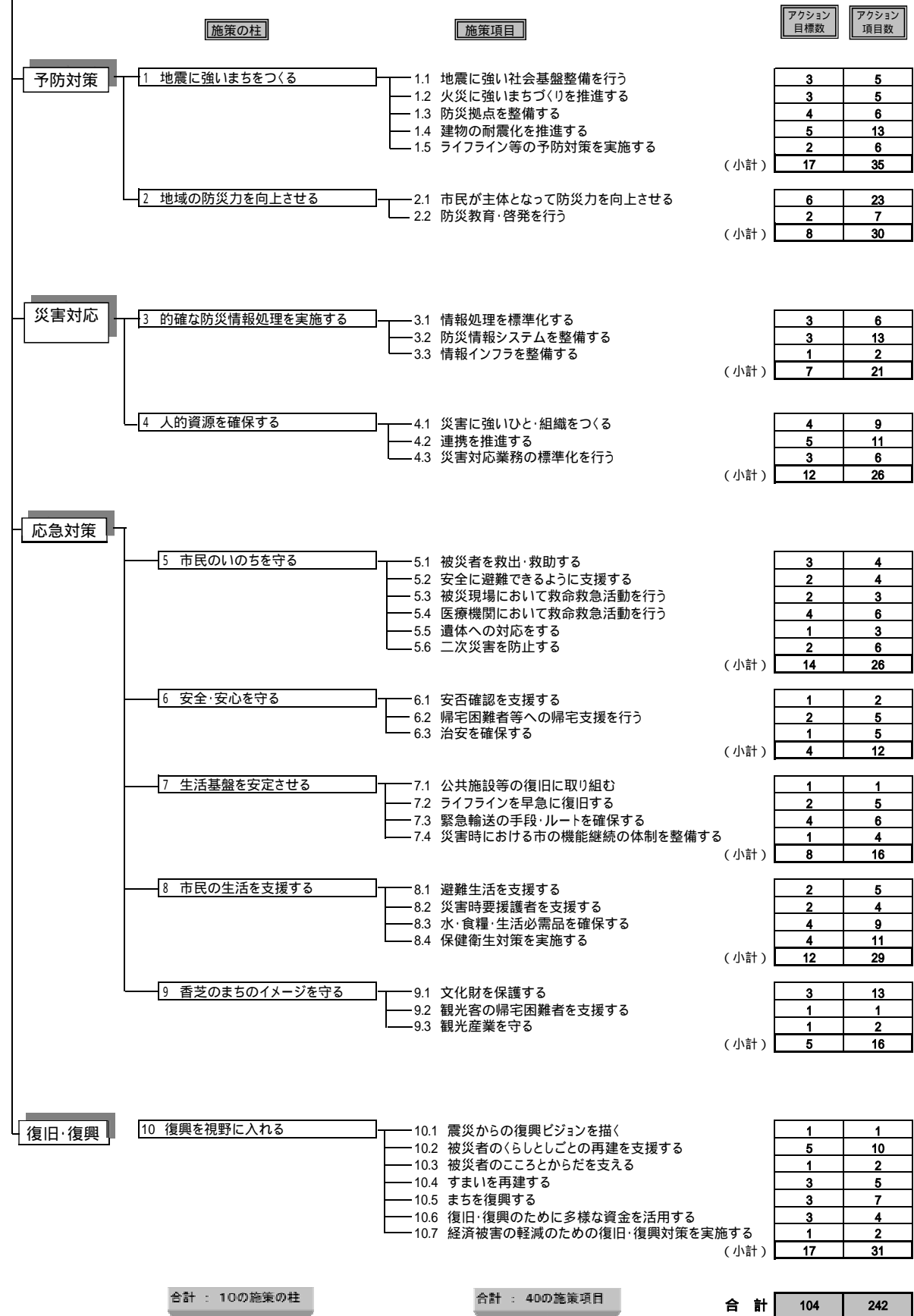
直接 → 直 支援 → 支 助言 → 助

4 市の担当課

アクション項目の担当課を記載しています。

アクションプログラム体系図

【基本理念】21世紀前半の地震活動期に備え、市民と共に防災協働社会を実現し、安全・安心都市「かしば」を目指す。



アクションプログラム一覧

アクションプログラム体系図に基づき、施策の柱・施策項目・アクション目標・アクション項目の一覧を記載しています。

アクション項目には、実施期間・実施主体・市の役割・担当課を記載しています。

予 防 対 策

1 地震に強いまちをつくる

地震に強いまちをつくるため、道路・河川・ため池整備などの基盤整備、火災に強いまちづくりの推進、住宅や建築物の耐震化などの予防対策を計画的に実施します。

1.1 地震に強い社会基盤整備を行う

【アクション目標】 1.1.1 防災を考慮した市街地整備を実施する
(アクション項目)

	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 災害に強い都市計画の立案	長	市	直	都市計画課
2 狭隘道路の整備	長	市・県	直・助	公園道路維持課

【アクション目標】 1.1.2 地形を考慮した防災まちづくりを実施する
(アクション項目)

1 傾斜地等崩壊危険区域の安全対策の実施	長	市・県	直・助	公園道路維持課
2 ため池整備の促進	長	市・市民	直・助	商工農産課

【アクション目標】 1.1.3 長周期地震動等新たな課題に取り組む
(アクション項目)

1 液状化対策の検討	中	市	直	企画政策課
------------	---	---	---	-------

1.2 火災に強いまちづくりを推進する

【アクション目標】 1.2.1 出火防止対策を促進する
(アクション項目)

1 火災予防意識の啓発	短	市	直・助	総務課・香芝消防署
2 防火・危険物の管理責任の徹底	短	市・企業	直・助	香芝消防署

【アクション目標】 1.2.2 延焼防止対策を実施する
(アクション項目)

1 火災発生時延焼防止対策の推進	長	市・県 市民	直・助	香芝消防署
------------------	---	-----------	-----	-------

【アクション目標】 1.2.3 地域における消防力を強化する
(アクション項目)

	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 市民に対する防火指導・訓練の実施	短	市・市民 防災機関	直・支・助	企画政策課・総務課・香芝消防署
2 消防資機材等の整備の促進	短	市	直・支	企画政策課・総務課

1.3 防災拠点を整備する

【アクション目標】 1.3.1 防災拠点(本部)を整備する
(アクション項目)

1 災害対策本部機能の確保	短	市	直	企画政策課
2 ヘリポートの確保	長	市	直	企画政策課

【アクション目標】 1.3.2 地域防災拠点等を整備する
(アクション項目)

1 地域における防災拠点の選定及び整備	長	市	直	企画政策課
---------------------	---	---	---	-------

【アクション目標】 1.3.3 防災空間を確保する
(アクション項目)

1 防災公園機能の整備	中	市	直	都市計画課
2 オープンスペースの確保	短	市	直・助	企画政策課・都市計画課

【アクション目標】 1.3.4 非常時放送設備等の事前対策を行う
(アクション項目)

1 緊急放送設備等の改善	短	市	直	管財課
--------------	---	---	---	-----

1.4 建物の耐震化を推進する

【アクション目標】 1.4.1 市有建築物の耐震化を推進する
(アクション項目)

1 耐震化促進計画の作成	短	市	直	企画政策課・管財課
2 市有建築物の耐震化の実施	長	市	直	管財課・児童福祉課

【アクション目標】 1.4.2 市有以外の公共性のある建築物の耐震化を推進する
(アクション項目)

1 耐震化の啓発	短	市・県	直・助	企画政策課
2 耐震診断助成の拡大を検討	中	市	直	企画政策課
3 焼却炉の耐震化を検討する	長	市(組合)	直	香芝・王寺環境施設組合

【アクション目標】 1.4.3 一般建築物の耐震化を推進する
(アクション項目)

	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 相談窓口の設置及び情報提供	短	市・県	直・助	企画政策課・都市計画課
2 住宅耐震化の推進	短	市・県	直・支・助	企画政策課・都市計画課
3 危険物施設の耐震化の促進	短	市・企業	助	香芝消防署

【アクション目標】 1.4.4 学校施設の耐震化を推進する
(アクション項目)

1 学校施設の耐震化推進計画の策定	短	市	直	教育委員会総務課
2 学校施設の耐震化の実施	長	市	直	教育委員会総務課

【アクション目標】 1.4.5 居住空間内外の安全対策を促進する
(アクション項目)

1 ガラス・屋外広告物の落下、飛散防止対策の促進	短	市・県 企業	直・助	企画政策課・都市計画課
2 ブロック塀・自動販売機等の転倒防止の促進	短	市・県	直・助	企画政策課
3 家具・ロッカー等の転倒防止対策の推進	短	市・企業 市民	直・助	企画政策課

1.5 ライフライン等の予防対策を実施する

【アクション目標】 1.5.1 ライフラインの早期復旧に向けた予防対策を実施する
(アクション項目)

1 上下水道施設の耐震化の推進	長	市	直	下水道課・水道局
2 配水池緊急遮断弁の整備	短	市	直	水道局

【アクション目標】 1.5.2 公共土木施設等の予防対策を実施する
(アクション項目)

1 災害に強い道路網の整備	中	市・県	直・助	建設課・街路整備課
2 区画整理事業地内の公共施設の耐震化など	長	市・県	直・助	区画整理課
3 道路橋耐震診断	中	市・県	直	公園道路維持課
4 災害に強い河川整備の推進	長	市・県	直・助	建設課

2 地域の防災力を向上させる

市民・自主防災組織・企業・学校など地域における多様な主体の地域防災力を向上させるため、広報誌・パンフレットの作成、ホームページの充実、各種セミナー等の参画、防災教育・防災訓練の実施など多様な機会を活用した啓発活動を実施していきます。

2.1 市民が主体となって防災力を向上させる

【アクション目標】 2.1.1 各自治会単位で防災活動組織の充実を図る (アクション項目)

	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 自主防災組織の設立及び充実の促進	短	市・市民	直・支・助	企画政策課・総務課
2 自主防災組織における避難手段の検討	短	市・市民	直・支・助	企画政策課・総務課
3 自主防災組織が主体となった訓練の実施	短	市・市民	直・支・助	企画政策課・総務課
4 各校区ごとの避難所運営の検討	中	市・市民	直・支・助	企画政策課

【アクション目標】 2.1.2 各世帯の防災力を向上させる (アクション項目)

1 家庭内備蓄の啓発及び促進	短	市・市民	直・助	企画政策課
2 家族間の連絡体制確立の必要性の周知	短	市・市民	直・助	企画政策課

【アクション目標】 2.1.3 消防団活動の充実を図る (アクション項目)

1 消防団災害対策対応マニュアルの策定	短	市	直	総務課・香芝消防署
2 消防団員の研修・訓練の実施	短	市	直	総務課・香芝消防署
3 消防団活動の拡大及び活性化の促進	短	市	直	香芝消防署
4 消防団の装備充実	長	市・県	直	総務課

【アクション目標】 2.1.4 企業・各種団体の防災力を向上させる (アクション項目)

1 防災マニュアル作成の促進	短	市・市民 企業	支・助	企画政策課・商工農産課 香芝消防署
2 企業における自主防災組織の設立	短	市・市民 企業	支・助	企画政策課・商工農産課 香芝消防署
3 企業等職域における訓練の実施	短	市・市民 企業	支・助	企画政策課・商工農産課 香芝消防署

【アクション目標】 2.1.5 防災の担い手となる児童・生徒等の防災力を向上させる (アクション項目)

1 各学校等が主体となった訓練の実施	短	市・市民	直・支・助	学校教育課・児童福祉課
2 保育所等の防災計画の作成	短	市	直・支・助	児童福祉課
3 学校・幼稚園の防災計画の作成	短	市・市民	直・支・助	学校教育課

【アクション目標】 2.1.6 災害ボランティアと協働する
(アクション項目)

	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 ボランティア登録制度の強化	長	市	直	社会福祉協議会
2 災害ボランティアセンター緊急立ち上げ体制の構築	短	市	直	社会福祉協議会
3 ボランティア受入マニュアルの作成	短	市	直	社会福祉協議会
4 災害ボランティアコーディネーターの育成	長	市	直	社会福祉協議会
5 ボランティア・市民活動の協働体制の構築	長	市	直	社会福祉協議会
6 災害時ボランティア支援体制の構築	中	市	直	社会福祉協議会
7 赤十字奉仕団の育成	中	防災機関	支	社会福祉協議会

2.2 防災教育・啓発を行う

【アクション目標】 2.2.1 防災教育プログラムの内容を明確化し充実させる
(アクション項目)

1 企業向け啓発内容の明確化及び充実	中	市・県 企業	直・支・助	企画政策課・商工農産課
2 防災教育カリキュラムの作成及び見直し	中	市	直・支・助	学校教育課
3 住民・地域向けの啓発内容の明確化及び充実	短	市	直・助	企画政策課
4 災害時要援護者支援の啓発内容の明確化及び充実	短	市・県	直・助	児童福祉課・介護福祉課

【アクション目標】 2.2.2 多様な機会を通じて教育・啓発を行う
(アクション項目)

1 広報誌・ホームページの活用	短	市	直	企画政策課・秘書広報課
2 イベント会場等での啓発活動	短	市	直・助	企画政策課・香芝消防署
3 職員出前講座による地震防災教育の実施	短	市	直	企画政策課

災害対応の資源

3 的確な防災情報処理を実施する

災害対応業務を確実に実施するため、的確な情報処理システムを構築するとともに、情報インフラの整備を進めます。

3.1 情報処理を標準化する

【アクション目標】 3.1.1 災害対応のための情報と資源の内容を明確化
(アクション項目)

	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 被害を記録・整理する方法のマニュアル化	短	市	直	企画政策課・商工農産課 建設課・公園道路維持課 下水道課・学校教育課 水道局
2 救援物資の記録・整理する方法のマニュアル化	短	市	直	企画政策課

【アクション目標】 3.1.2 災害対応に関する情報処理業務を明確化する
(アクション項目)

1 災害時情報処理業務のマニュアル化	短	市	直	企画政策課
2 災害時の個人情報の取扱いの検討	短	市	直	総務課

【アクション目標】 3.1.3 情報処理訓練をする
(アクション項目)

1 情報処理業務訓練の実施	短	市	直	企画政策課
2 国・県・近隣市町村等との情報通信訓練の実施	短	市	直	企画政策課

3.2 防災情報システムを整備する

【アクション目標】 3.2.1 被害情報や資源に関する情報を収集する手段を確立する
(アクション項目)

1 動員可能な人員数の状況を早期に把握するしくみの策定	短	市	直	人事課
2 携帯端末を利用して避難所や救援物資に関する情報を提供するシステムの整備	短	市	直	情報推進課
3 被害情報や生活支援情報のホームページへの掲載	短	市	直	情報推進課
4 携帯電話を利用した映像送信システムの検討	短	市	直	情報推進課
5 災害時直通電話の設置	中	市・県 防災機関	直・助	企画政策課

【アクション目標】 3.2.2 被害情報や資源に関する情報を発信する手段を確立する
(アクション項目)

1 マスコミと連携した情報発信体制の検討	短	市	直	企画政策課・秘課広報課
----------------------	---	---	---	-------------

	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
2 コミュニティFM等を利用した情報発信体制の検討	中	市	直	秘書広報課
3 避難施設への掲示板等の設置	中	市	直	企画政策課
4 災害時要援護者に対する情報提供方法の検討	短	市	直	児童福祉課・介護福祉課
5 サイレンの活用	短	市	直	香芝消防署

【アクション目標】 3.2.3 GIS基盤を利用した総合防災情報システムを強化する
(アクション項目)

1 総合防災情報システムの構築	長	市	直	企画政策課
2 土砂災害危険箇所のGISデータ化	中	市・県	直・助	建設課
3 洪水ハザードマップのGISデータ化	中	市・県	直・助	建設課

3.3 情報インフラを整備する

【アクション目標】 3.3.1 通信基盤を整備する
(アクション項目)

1 地域防災無線のデジタル化	短	市	直	企画政策課
2 同報系防災無線設置の検討	長	市	直	企画政策課

4 人的資源を確保する

災害対応業務を確実に実施するため、各種災害対応マニュアルの整備・見直し、災害対応訓練などの継続実施による災害に強いひと・組織づくり、国・県・他市町村・防災関係機関などとの連携の強化を推進します。

4.1 災害に強いひと・組織をつくる

【アクション目標】 4.1.1 職員の災害対応能力を高める (アクション項目)

	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 職員に対する防災研修の充実	短	市	直	企画政策課・人事課
2 市外災害現場への職員派遣指針の検討	短	市	支	人事課
3 防災リーダーの育成	短	市	直	人事課
4 無線従事者の養成	短	市・県	直・支	企画政策課

【アクション目標】 4.1.2 市民の災害対応能力を高める (アクション項目)

1 防災リーダーの育成	短	市・県 市民	直・支	企画政策課
-------------	---	-----------	-----	-------

【アクション目標】 4.1.3 初動体制を確立する (アクション項目)

1 参集訓練の実施	短	市	直	企画政策課・人事課
2 各種個別訓練の実施	短	市	直	企画政策課
3 連絡体制の確立	短	市	直	全課

【アクション目標】 4.1.4 組織の運営体制を充実する (アクション項目)

1 災害対策本部の機能強化	短	市	直	企画政策課
---------------	---	---	---	-------

4.2 連携を推進する

【アクション目標】 4.2.1 市内の連携を強化する (アクション項目)

1 自治会・自主防災会等との連携	短	市・市民	直・支・助	企画政策課・総務課
2 教職員との連携	短	市・県	直・支・助	企画政策課・学校教育課
3 警察署・消防組合との連携	短	市・県 防災機関	直・支・助	企画政策課・香芝消防署
4 消防団との連絡調整	短	市	直	総務課

【アクション目標】 4.2.2 市町村との連携を強化する
(アクション項目)

	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 協定市町村との連携	中	市	直・助	企画政策課
2 近隣市町村との連携	短	市	直・助	企画政策課・香芝消防署
3 他の地方公共団体との連携体制を構築する	短	市(組合)	直・支	香芝・王寺環境施設組合

【アクション目標】 4.2.3 県との連携を強化する
(アクション項目)

1 県の機関との連携	短	市・県	直・助	企画政策課
------------	---	-----	-----	-------

【アクション目標】 4.2.4 国との連携を強化する
(アクション項目)

1 国(自衛隊)の機関との連携	短	市・国	直・助	企画政策課
-----------------	---	-----	-----	-------

【アクション目標】 4.2.5 多様な主体との連携を強化する
(アクション項目)

1 公共的な機関との連携	短	市	直・助	企画政策課
2 民間業者との連携	中	防災機関 市・企業	直・助	企画政策課

4.3 災害対応業務の標準化を行う

【アクション目標】 4.3.1 災害対応マニュアルを充実する
(アクション項目)

1 業務別災害対応マニュアルの作成・見直し	短	市	直	企画政策課・秘書広報課
-----------------------	---	---	---	-------------

【アクション目標】 4.3.2 災害対応訓練を充実する
(アクション項目)

1 総合防災訓練の充実	短	市・県 防災機関	直・支・助	企画政策課・香芝消防署
2 テーマ別災害対応訓練の実施	短	市	直	企画政策課
3 DIG(災害図上訓練)の実施	中	市	直	企画政策課

【アクション目標】 4.3.3 災害対応業務の対象と範囲を周知・明確化する
(アクション項目)

1 災害時における平常業務の確保手順の確立	短	市	直	企画政策課
2 災害対応マニュアルのデータベース化	中	市	直	企画政策課・情報推進課

応 急 対 策

5 市民のいのちを守る

地震発生後、被災者のいのちを守るため、倒壊家屋等に生き埋めになった人の救出・救助活動、傷病者の救命・救急活動、避難誘導、二次災害防止対策などを実施します。

5.1 被災者を救出・救助する

【アクション目標】 5.1.1 活動体制を確立する
(アクション項目)

- 1 応急用資機材の整備
- 2 水槽車の整備

実施期間	実施主体	市の役割	担当課
短	市	直	総務課・香芝消防署
長	市	直	香芝消防署

【アクション目標】 5.1.2 訓練を実施する
(アクション項目)

- 1 救出・救助訓練の実施

短	市・県 市民	直・支・助	香芝消防署
---	-----------	-------	-------

【アクション目標】 5.1.3 広域応援体制の確立を図る
(アクション項目)

- 1 応援協定等の充実・強化

短	市・県 防災機関	直・支	企画政策課・香芝消防署
---	-------------	-----	-------------

5.2 安全に避難できるように支援する

【アクション目標】 5.2.1 避難誘導体制を確立する
(アクション項目)

- 1 避難誘導標識の整備
- 2 避難誘導マニュアルの作成
- 3 災害時要援護者の避難対策

長	市・市民	直・助	企画政策課
短	市	直	企画政策課
短	市	直・支	児童福祉課・介護福祉課

【アクション目標】 5.2.2 避難勧告・指示の基準を明確にする
(アクション項目)

- 1 避難勧告・指示マニュアルの整備

短	市	直	企画政策課
---	---	---	-------

5.3 被災現場において救命救急活動を行う

【アクション目標】 5.3.1 救命救急スタッフの充実を図る
(アクション項目)

- 1 指示スタッフ(医療関係者)の確保
- 2 救急救命士の育成

短	市 防災機関	直	保健センター
短	市	直	香芝消防署

【アクション目標】 5.3.2 搬送体制を確立する
(アクション項目)

	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 傷病者の搬送体制の強化	短	市	直	香芝消防署

5.4 医療機関において救命救急活動を行う

【アクション目標】 5.4.1 医療・病院スタッフを確保する
(アクション項目)

1 医療活動マニュアルの作成	短	市・県 防災機関	直・支	保健センター
2 緊急医療体制ネットワークの整備	短	市・県 防災機関	直・支・助	企画政策課・保健センター

【アクション目標】 5.4.2 医療施設を確保する
(アクション項目)

1 医療機関の被害状況の把握	短	市 防災機関	直・支	保健センター
2 災害拠点病院の明確化	短	市 防災機関	直・支	企画政策課・保健センター

【アクション目標】 5.4.3 医療機関のライフラインを確保する
(アクション項目)

1 行政と医療施設間の通信手段の整備	短	市・県 防災機関	直・支・助	企画政策課・保健センター
--------------------	---	-------------	-------	--------------

【アクション目標】 5.4.4 医療機関の資機材を確保する
(アクション項目)

1 医療品等の調達手段の確保	中	市 防災機関	直・支	保健センター
----------------	---	-----------	-----	--------

5.5 遺体への対応をする

【アクション目標】 5.5.1 遺体安置所・火葬場を確保する
(アクション項目)

1 遺体安置・埋火葬等の活動マニュアル策定	短	市	直	生活環境課
2 遺体安置場所・火葬場の確保	中	市・寺院	直	生活環境課
3 遺体収容資機材の確保	中	市・企業	直	生活環境課

5.6 二次災害を防止する

【アクション目標】 5.6.1 建築物・宅地の応急危険度判定を実施する
(アクション項目)

1 応急危険度判定士との連携体制の構築	短	市・県	直・支・助	企画政策課・都市計画課
2 応急危険度判定士マニュアルの作成	短	市・県	直・支・助	企画政策課・都市計画課

	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
3 応急危険度判定士の育成	短	市・県	直・支・助	企画政策課・都市計画課
4 応急危険度判定訓練の実施	短	市・県	直・支・助	都市計画課

【アクション目標】 5.6.2 危険地域を指定する
(アクション項目)

1 危険地域を早急に確認する体制の整備	短	市	直	建設課・公園道路維持課 商工農産課
2 避難対象地域の指定	短	市	直	建設課・公園道路維持課 商工農産課・企画政策課

6 安全・安心を守る

いのちの危機を脱した後、被災者の安全・安心を守るため、安否確認の支援、通勤・通学者などの帰宅困難者対策、被災地での治安の確保などの取り組みを行います。

6.1 安否確認を支援する

【アクション目標】 6.1.1 安否情報の確認手段を確立する
(アクション項目)

	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 安否確認システムの検討	短	市・市民	直・支・助	企画政策課・総務課 香芝消防署
2 平常時より安否確認方法の周知	短	市	直	企画政策課

6.2 帰宅困難者等への帰宅支援を行う

【アクション目標】 6.2.1 帰宅困難者の避難を支援する
(アクション項目)

1 避難場所の広報・誘導	短	市	直	企画政策課
2 避難施設への掲示板等の設置	中	市	直	秘書広報課
3 徒歩帰宅が困難な高齢者、障害者等の避難場所の確保	短	市	直	介護福祉課

【アクション目標】 6.2.2 帰宅する手段を確保する
(アクション項目)

1 帰宅困難者支援マニュアルの作成	短	市	直	企画政策課
2 児童・生徒の帰宅要領・帰宅ルートの検討	短	市	直	学校教育課

6.3 治安を確保する

【アクション目標】 6.3.1 治安確保の体制を整備する
(アクション項目)

1 自主防犯組織との連携	短	市	直	地域安全課
2 警察との連携	短	市・県	直・助	企画政策課
3 交通安全施設の安全対策	短	市	直	地域安全課
4 自転車駐車場の安全対策	短	市	直	地域安全課
5 防犯灯の設置・復旧	短	市・市民	直・支	総務課

7 生活基盤を安定させる

市民生活の安定を早期に回復するため、災害対応の拠点となる施設やライフラインの早期復旧、緊急輸送路の確保などの取り組みを行います。

7.1 公共施設等の復旧に取り組む

【アクション目標】 7.1.1 復旧体制の確立に取り組む
(アクション項目)

- 1 緊急災害復旧工事に対する施工業者の確保

実施期間	実施主体	市の役割	担当課
短	市・県	直・支	建設課・公園道路維持課 街路整備課

7.2 ライフラインを早急に復旧する

【アクション目標】 7.2.1 関係機関(電気・ガス・通信・鉄道等)との連絡体制の確立
(アクション項目)

- 1 上下水道関係業者との協力体制の確立
2 県・他の水道局との連絡体制の確立
3 復旧のための迅速な連携

短	市	直	下水道課・水道局
短	市	直	水道局
短	市	直	企画政策課

【アクション目標】 7.2.2 上下水道を早急に復旧する
(アクション項目)

- 1 上下水道間の連携の充実
2 上下水道施設の被災状況の確認体制の確立

短	市	直	下水道課・水道局
短	市	直	下水道課・水道局

7.3 緊急輸送の手段・ルートを確保する

【アクション目標】 7.3.1 緊急輸送時の事前対策を行う
(アクション項目)

- 1 緊急輸送用車両の確保と確認手続きの迅速化
2 緊急輸送道路の検討・見直し

短	市	直	管財課
長	市	直・支	企画政策課

【アクション目標】 7.3.2 緊急物資輸送マニュアルの製作
(アクション項目)

- 1 避難所へのルートの選定及び確保
2 代替輸送手段の確保

短	市	直	公園道路維持課
中	市・県 企業	直・支・助	企画政策課

【アクション目標】 7.3.3 緊急輸送時の復旧情報を配信する
(アクション項目)

- 1 関係機関への道路情報の提供

中	市・県	直・助	建設課・公園道路維持課
---	-----	-----	-------------

【アクション目標】 7.3.4 緊急輸送道路の整備を行う
 (アクション項目)

実施期間	実施主体	市の役割	担当課	
1 区画整理事業による道路の築造	中	市	直	区画整理課

7.4 災害時における市の機能継続の体制を整備する

【アクション目標】 7.4.1 市のオンラインシステムを確保する
 (アクション項目)

1 自家発電の確保・点検	短	市	直	情報推進課・関係課
2 コンピューターシステムの転倒防止	短	市	直	情報推進課・関係課
3 システムダウン時の障害対応マニュアルの作成	短	市	直	情報推進課・関係課
4 情報システムの多重化、多ルート化などの整備 (ネットワーク構築)	中	市	直	情報推進課

8 市民の生活を支援する

不自由な避難生活を余儀なくされる市民の生活を支援するため、避難生活の支援、災害時要援護者の支援、水・食糧・生活必需品の確保、保健衛生対策などの取り組みを行います。

8.1 避難生活を支援する

【アクション目標】 8.1.1 避難所を確保する
(アクション項目)

	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 指定避難所以外の代替施設の検討	中	市	直	企画政策課
2 避難所の指定拡大	中	市	直	企画政策課

【アクション目標】 8.1.2 避難所に必要な機能を検討する
(アクション項目)

1 避難所運営マニュアルの作成	短	市	直	企画政策課
2 避難所における設備機能の確保	長	市	直	企画政策課 教育委員会総務課
3 避難所に要援護者のための機能確保	中	市	直	企画政策課・社会福祉課

8.2 災害時要援護者を支援する

【アクション目標】 8.2.1 災害時要援護者の支援項目を明確化する
(アクション項目)

1 災害時要援護者の支援マニュアルの策定	短	市	直	企画政策課・介護福祉課 社会福祉課
2 災害時要援護者の情報の把握	短	市	直	児童福祉課・介護福祉課 社会福祉課

【アクション目標】 8.2.2 災害時要援護者を支援する体制を確保する
(アクション項目)

1 専門職の確保及び活用策の検討	中	市	直・支	介護福祉課・社会福祉課
2 要援護者支援のための機材・物資調達の検討	短	市	直・支	介護福祉課・社会福祉課

8.3 水・食糧・生活必需品を確保する

【アクション目標】 8.3.1 水・食糧・生活必需品の備蓄を行う
(アクション項目)

1 行政・事務所での水・食糧・生活必需品の備蓄	短	市・市民 企業	直・助	企画政策課
-------------------------	---	------------	-----	-------

【アクション目標】 8.3.2 救援物資を確保する
(アクション項目)

1 物資の供給協定締結の推進	中	市	直	企画政策課
----------------	---	---	---	-------

	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
2 国・県・他市町村等からの物資供給のシステムの整備	中	市	直	企画政策課

【アクション目標】 8.3.3 物資配給のしくみをつくる
(アクション項目)

1 物資の情報を管理するシステムの構築	中	市	直	企画政策課
2 物資の受入れ方法の構築	中	市	直	企画政策課
3 物資の配分方法の構築	中	市	直	企画政策課

【アクション目標】 8.3.4 飲料水を確保する
(アクション項目)

1 応急給水体制の確立	短	市	直	水道局
2 飲料水用貯水施設の設置・確保	長	市	直	水道局
3 耐震性飲料水兼用防火水槽の設置	中	市	直	区画整理課

8.4 保健衛生対策を実施する

【アクション目標】 8.4.1 住民への衛生対策を行う
(アクション項目)

1 家庭での衛生対策の啓発	短	市・市民	直・支	保健センター
2 防疫対策の検討	短	市・市民 防災機関	直・支	保健センター
3 し尿処理方法の検討	中	市	直	下水道課
4 し尿処理方法・処理計画の策定	短	市・企業	直	生活環境課
5 ペット等の動物対策の検討	中	市・県	直	生活環境課

【アクション目標】 8.4.2 住民への健康対策を行う
(アクション項目)

1 健康対策マニュアルの策定	短	市・県	直・支	保健センター
2 巡回診療体制の構築	中	市・県 防災機関	直・支	保健センター

【アクション目標】 8.4.3 一般廃棄物(日常ごみ)処理を実施する
(アクション項目)

1 収集体制の検討	短	市	直	生活環境課
2 仮置場の確保	中	市	直	生活環境課
3 不法投棄対策の検討	短	市	直	生活環境課

【アクション目標】 8.4.4 大気(アスベスト等)・水質・土壌汚染公害に対する対応策を実施する
(アクション項目)

- 1 大気汚染公害等に対する協力処理体制を整備する

実施期間	実施主体	市の役割	担当課
短	市・県 市民・企業	直・支	生活環境課

9 香芝のまちのイメージを守る

香芝のまちのイメージを守るため、地震から文化財を守り後世に伝えていくための文化財防災対策や、観光産業を守るための対策などの取り組みを行います。

9.1 文化財を保護する

【アクション目標】 9.1.1 文化財に対する防災意識の向上を図る
(アクション項目)

	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 指定文化財所有者へ震災マニュアルを製作し配布	短	市	直・助	生涯学習課
2 文化財の耐震化対策の推進	長	市・県	支・助	生涯学習課
3 文化財所有者等の防災対策研修・防災訓練の推進	短	市・市民	直・助	生涯学習課・香芝消防署

【アクション目標】 9.1.2 文化財を守るための手段を確保する
(アクション項目)

1 文化財の転倒防止対策の推進	長	市・市民	直・支・助	生涯学習課
2 文化財の防火対策の推進	短	市・市民	直・支・助	生涯学習課・香芝消防署
3 文化財所有者と地域住民との連携	短	市・市民	直・支・助	生涯学習課
4 保護すべき文化財のデータベース化	長	市・県	直・助	生涯学習課

【アクション目標】 9.1.3 文化財復興に向けた仕組みをつくる
(アクション項目)

1 他府県文化財担当機関との総合救援体制の整備	中	市	直	生涯学習課
2 復旧復興における埋蔵文化財発掘調査基準の策定	中	市	直	生涯学習課
3 文化財復興基金創設の検討	中	市	直	生涯学習課
4 文化財保存事業補助金制度の活用	短	市	直	生涯学習課
5 被災文化財把握体制の整備	短	市	直	生涯学習課
6 伝統工芸保持者の把握	中	市	直	生涯学習課

9.2 観光客の帰宅困難者を支援する

【アクション目標】 9.2.1 帰宅困難な観光客への対応を講じる
(アクション項目)

1 災害情報の提供体制の整備	短	市	直	商工農産課
----------------	---	---	---	-------

9.3 観光産業を守る

【アクション目標】 9.3.1 観光産業の復興対策を講じる
(アクション項目)

- 1 観光施設の復興支援
- 2 復興後の観光PRの強化

実施期間	実施主体	市の役割	担当課
短	市・企業	直・支	商工農産課
中	市	直・支	商工農産課・秘書広報課

復旧・復興

10 復興を視野に入れる

災害からの早期復興を目指すため、被災者のくらしとしごとの再建支援、被災者のこころとからだのケア、すまいの再建、まちの復興のための資金確保などの課題に取り組みます。

10.1 震災からの復興ビジョンを描く

【アクション目標】 10.1.1 震災復興本部を設置する
(アクション項目)

- 1 震災復興本部の組織・運営等の検討

実施期間	実施主体	市の役割	担当課
中	市	直	企画政策課

10.2 被災者のくらしとしごとの再建を支援する

【アクション目標】 10.2.1 リ災証明発行業務を標準化する
(アクション項目)

- 1 リ災証明マニュアルの作成

短	市	直	企画政策課
---	---	---	-------

【アクション目標】 10.2.2 生活再建を支援する
(アクション項目)

- 1 生活相談体制の整備
2 生活再建支援策の検討

短	市	直	市民課
短	市・県	直・助	企画政策課・社会福祉協議会

【アクション目標】 10.2.3 生活資金を確保する
(アクション項目)

- 1 税務上の被災者支援の検討
2 児童福祉上の被災者支援の検討
3 介護保険制度上の被災者支援の検討
4 受付事務等の支援及び援助
5 納税相談の実施

短	市	直	税務課・保険年金課
短	市	直	児童福祉課
短	市	直	介護福祉課
短	国	支	保険年金課
短	市	直	保険年金課・収税課

【アクション目標】 10.2.4 情報を提供する
(アクション項目)

- 1 雇用情報提供窓口の設置

短	市	直・助	商工農産課
---	---	-----	-------

【アクション目標】 10.2.5 被災者に物資(日赤)の支援をする
(アクション項目)

- 1 被災者に対する物資の提供体制の構築

短	防災機関	支	社会福祉協議会
---	------	---	---------

10.3 被災者のこころとからだを支える

【アクション目標】 10.3.1 被災者の健康、こころとからだのケアを実施する (アクション項目)

	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 こころとからだのケア窓口の設置	中	市・県 防災機関	直・支	保健センター
2 こころとからだのケアマニュアルの作成	中	市・県 防災機関	直・支	保健センター

10.4 すまいを再建する

【アクション目標】 10.4.1 すまいの修理を支援する (アクション項目)

1 住宅修理の貸付金制度の検討	短	市・県	直・助	社会福祉課・社会福祉協議会
2 住宅修理相談窓口の設置	短	市 防災機関	直・支	建設課

【アクション目標】 10.4.2 被災者の応急仮設住宅を確保する (アクション項目)

1 応急仮設住宅の確保(用地・資材)	中	市	直	企画政策課・区画整理課
--------------------	---	---	---	-------------

【アクション目標】 10.4.3 住宅の復興を支援する (アクション項目)

1 建築基準法による建築制限区域の指定、緩和の検討要請	長	市・県	助	都市計画課
2 住宅再建への公的支援制度の活用	短	市	直	社会福祉課

10.5 まちを復興する

【アクション目標】 10.5.1 復興まちづくりを行う (アクション項目)

1 復興計画の作成支援	短	市	直	都市計画課
-------------	---	---	---	-------

【アクション目標】 10.5.2 災害廃棄物処理を実施する (アクション項目)

1 解体撤去計画の検討	短	市	直	生活環境課
2 処理処分の検討	短	市	直	生活環境課
3 仮置場の確保	中	市	直	企画政策課・生活環境課
4 計画的な焼却の実施	短	市(組合)	直	香芝・王寺環境施設組合

【アクション目標】 10.5.3 学校の復興を進める
(アクション項目)

- 1 学校再開のための施設の復旧体制の構築
- 2 学校教育再開マニュアルの策定

実施期間	実施主体	市の役割	担当課
短	市	直	教育委員会総務課
中	市	直	学校教育課

10.6 復旧・復興のために多様な資金を活用する

【アクション目標】 10.6.1 民間資金を活用する
(アクション項目)

- 1 義援金の募集
- 2 復旧・復興資金に対する市債発行の検討

短	市	直・支	企画政策課・会計課
長	市	直	財政課

【アクション目標】 10.6.2 基金を設立する
(アクション項目)

- 1 復興基金の創設の検討

中	市	直	企画政策課・財政課
---	---	---	-----------

【アクション目標】 10.6.3 国・県費を確保する
(アクション項目)

- 1 国・県の助成の積極的な活用

中	市	直	企画政策課
---	---	---	-------

10.7 経済被害の軽減のための復旧・復興対策を実施する

【アクション目標】 10.7.1 市経済の活性化を視野に入れた復興対策を検討する
(アクション項目)

- 1 被災事業者の支援体制の構築
- 2 公的融資情報の提供

中	市	直・支	商工農産課
中	市	直・支	商工農産課

アクションプログラム具体目標

減災目標を達成するため26の具体目標を設定しました。目標は概ね5年後までの中間目標値を挙げており、10年後の最終目標値は中間評価の際に、各事業の進捗状況並びに国及び県の地震防災戦略に掲げてある数値目標等と整合を図り見直し等を行います。

施策の柱	具体目標	具体目標値 (2012年)	基準値 (現在)
1 地震に強いまちをつくる	駅前(下田)広場に耐震性貯水槽・備蓄倉庫の設置	100%	-
	学校施設の耐震化率の向上	70%	64.4%
	ハザードマップ(地震(揺れやすさ))の作成	100%	-
2 地域の防災力を向上させる	自主防災組織の組織率	100%	97%
	消防団災害対策対応マニュアルの策定	100%	-
	小中学校・幼稚園・保育所における防災訓練の実施	100%	100%
	災害支援ボランティアの登録者数	50名	3名
3 的確な防災情報処理を実施する	地域防災無線のデジタル化	100%	-
	災害対策マニュアルの策定(各所属別)	100%	-
4 人的資源を確保する	無線従事者の養成	各年度 2名	-
	市民の防災リーダーの育成	各年度10名	21名
	災害対策本部施設数	3施設	1施設
	業務別災害対応マニュアルの策定	7本	-
	総合防災訓練の実施回数	1回/年	-
5 市民のいのちを守る	救急救命士の育成(香芝・広陵消防組合全体)	22名	17名
	被災建築物応急危険度判定士の登録者数	8名	4名
	被災宅地危険度判定士の登録者数	12名	8名
6 安全・安心を守る	自主防災組織内の防犯チームの結成	全自主防災組織	-
7 生活基盤を安定させる	指定公共機関・指定地方公共機関との連携強化	100%	-
	避難所への標準的ルート選定	100%	-
8 市民の生活を支援する	災害時要援護者支援マニュアルの策定	100%	-
	耐震性緊急貯水槽設置	4基	-
	応急給水体制確立のための災害対策マニュアルの策定	100%	-
9 香芝のまちのイメージを守る	文化財所有者等への震災対応マニュアルの配布	100%	-
	文化財を対象とした防火訓練の実施	1回/年	-
10 復興を視野に入れる	り災証明マニュアルの策定	100%	-

資料編

香芝市地震防災対策アクションプログラムの概要

アクションプログラムの基本理念と減災目標

1. 基本理念

21世紀前半の地震活動期に備え、市民と共に防災協働社会を実現し、安全・安心都市「かしば」を目指す。

2. 減災目標

大規模地震発生時の想定人的被害（第2次奈良県地震被害想定調査値・2004年）を今後10年で半減。

（国の地震防災戦略の考え方及び奈良県のアクションプログラムに準じ、今後10年間で香芝市が目指すべき減災目標。）

*減災目標を達成するため、26の「具体目標」を設定（10の「施策の柱」毎に数個ずつ設定。）

3. アクションプログラムの位置付け

香芝市地域防災計画（基本計画編・震災対策編）に基づき実施する施策のうち、今後30年を見据えて、当初の10箇年で重点的に取り組む事業の実施計画

奈良県地震防災対策アクションプログラム、国の地震防災戦略との整合を図る。

アクションプログラムの考え方

1. 目的

地震災害に強いまち“かしば”を目指し、地域防災計画の実効性を高めるため、市が実施する地震防災対策を体系化した、個別の項目ごとの具体的な実施計画であるアクションプログラムを策定する。

2. 計画期間

平成20年度から平成29年度までの10箇年。

3. アクションプログラムの体系

（1）施策の柱

地震防災対策の目的である地震被害の軽減を図るため10の施策の柱を設定。

（2）施策項目

施策の柱を推進するため40の施策項目を設定。

（3）アクション目標

施策項目を推進するため104のアクション目標を設定。

（4）アクション項目

アクション目標を推進するため242のアクション項目を設定し、実施期間、実施主体、市の役割、担当課を記載。

4. 計画の推進

（1）アクション項目の実施期間を以下のとおり区分して推進。

短期：概ね2年程度で完了または集中実施

中期：概ね5年程度で完了

長期：10年以上継続的に実施

（2）早期に実践すべきアクション項目については、平成20年度から迅速に実施着手。

（アクションプログラムの策定を待たずに早急に着手すべきものは、平成19年度以前から着手している。）

（3）計画の具体的な推進のため、適正な進行管理を行う。

（4）今後定期的に、アクションプログラムを見直す。

《施策の柱》

- 1 地震に強いまちをつくる
- 2 地域の防災力を向上させる
- 3 的確な防災情報処理を実施する
- 4 人的資源を確保する
- 5 市民のいのちを守る
- 6 安全・安心を守る
- 7 生活基盤を安定させる
- 8 市民の生活を支援する
- 9 香芝のまちのイメージを守る
- 10 復興を視野に入れる

実施期間別の主なアクション項目の内容

アクション項目の「実施期間」分類の考え方

アクション項目の短期・中期・長期の分類は、可能な限り短期に分類。

計画・マニュアル・指針等の作成、防災訓練の実施や市民への啓発事業については、原則として短期に分類

災害に強い道路網の整備や災害対応の拠点となる施設の耐震化などについては、計画的に取り組む必要があるとともに財政的な制約もあることから長期に分類。

1. 短期（概ね2年程度で完了または集中実施）

《例示》

- 啓発 → 家具・ロッカー等の転倒防止対策の啓発、自主防災組織の組織化の推進等
- 連携の強化 → ライフライン関係機関・災害ボランティア団体・他市町村・県・国等との連携
- マニュアル作成 → 災害対策本部運営マニュアル、各部班での業務別マニュアルの作成等
- 計画作成 → 市有建築物の耐震化促進指針、住宅・建築物耐震化促進計画の作成等
- 訓練実施 → 災害対応訓練、保育所・幼稚園・学校等における防災教育・訓練の実施等

2. 中期（概ね5年程度で完了）

《例示》

- システム構築 → 防災行政無線の整備、防災対応マニュアルの機能強化等
- 施設整備 → 防災拠点施設及び避難所設備機能の整備等

3. 長期（10年以上継続的に実施）

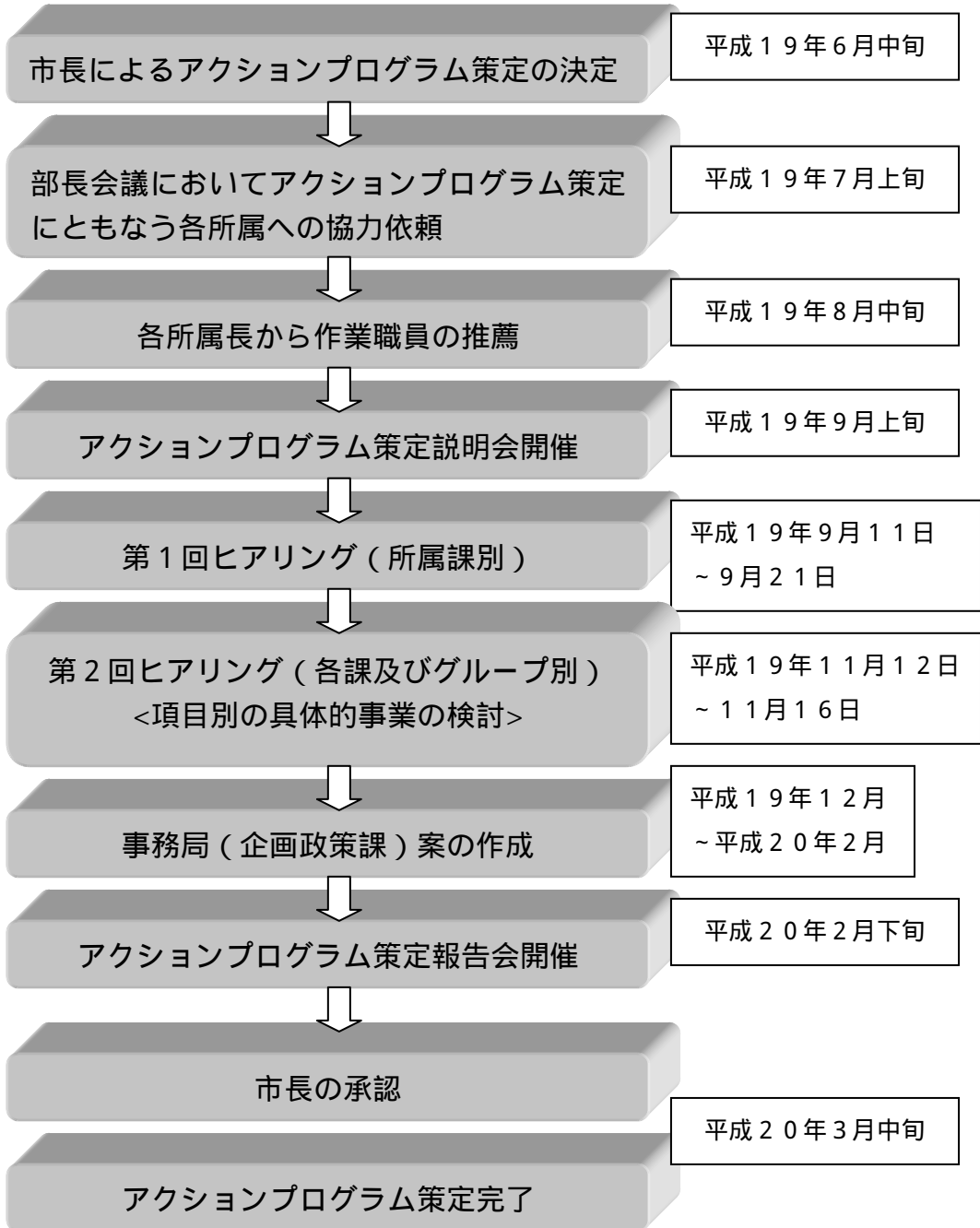
《例示》

- 基盤整備 → 道路整備、河川整備、ため池整備等
- 耐震化 → 災害対応拠点・学校施設の耐震化促進、住宅・民間建築物の耐震化推進等
- その他 → 文化財の防火対策の推進等

アクションプログラムの策定経過

大規模な地震が発生した場合、その対応については全庁体制で取り組む必要があり、自分の担当ではないといえる人は誰もいないという危機管理意識のもと、すべての所属から職員を選出し策定を行いました。

策定スケジュール



アクション項目（実施事業シート）を提出した所属

部・局	課
企画調整部	秘書広報課
	人事課
	企画政策課
	情報推進課
総務部	総務課
	財政課
	管財課
	税務課
	収税課
	地域安全課
市民生活部	市民課
	生活環境課
	保険年金課
保健福祉部	児童福祉課
	社会福祉課
	介護福祉課
	保健センター
都市整備部	都市計画課
	街路整備課
	下水道課
	区画整理課

部・局	課
産業建設部	商工農産課
	建設課
	公園道路維持課
会計課	
教育委員会 事務局	総務課
	学校教育課
	生涯学習課
水道局	業務課
	工務課
香芝・広陵消防組合 香芝消防署	
香芝・王寺環境施設組合	
香芝市社会福祉協議会	

用語解説集

【あ行】

液状化

地盤の中には土の粒子が重なりかみ合っていて、地下水位以下の地盤ではそのすきまの中に地下水がある状態となっている。ところが、地震によって揺されると、土粒子のかみ合わせが徐々にはずれて、ついには土粒子がばらばらになり、地下水の中に浮いたような状態になることをいう。

液状化による被害は、地盤の支持力が低下することにより発生する建築物の沈下や傾斜、噴砂（水と砂が地中から吹き上げてくる現象）などによる被害がある。

NPO

非営利組織（Non Profit Organization）。民間、一般市民によって自主的に構成された、政府、行政、企業とは、一線を画する営利を目的としない組織をいう。

応急危険度判定

大きく次の2種類に分類される、二次災害防止のために実施するもの。

- ・被災建築物応急危険度判定

大規模な地震または大雨等によって被災した建築物が、その後に発生した余震等で倒壊したり物が落下して人命に危険をおよぼす恐れがある。そのため、被災後すぐに地方公共団体により、応急危険度判定士が被災建築物の調査を行い、その建物が使用できるか否かを応急的に判定する。

- ・被災宅地危険度判定

大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保する。

【か行】

活断層

最近の地質時代（第四紀：約200万年前から現在）に繰り返し動き、将来も活動することが推定される断層をいう。

奈良県で活断層による地震発生により大きな被害をもたらすものとして奈良盆地東縁断層帯、中央構造線断層帯など8つの活断層があり、平成16年10月に第2次奈良県地震被害想定調査結果が公表された。

共助

災害に備え、いざ被害に遭遇したときには、「自助」「共助」「公助」の3つの力が大切だ

といわれている。「自助」とは自分の力で、「共助」とは地域社会との普段からのつながり・つきあいによって、「公助」とは国・都道府県・市町村などの行政の力により、災害に備え、乗り切ること。

救急救命士

救急患者に対して救急車で病院に到着するまでの間、医師の具体的、包括的指示のもとで救急救命処置を行うことができる資格であり、病院前救護の医療職として位置付けられる。救急救命士になるためには、救急救命士国家試験を受験しなければならない。

緊急輸送道路

大規模災害時には、輸送路となる道路が重要であることに鑑み多重性、代替性をもつ避難拠点・救助活動等を行う防災拠点とを連絡するような道路のことをいう。

現在、奈良県が選定している本市に係る緊急輸送道路は次のとおりである。

道路種別	路線名
高速自動車国道	西名阪自動車道
一般道路	国道165号 国道165号バイパス（大和高田バイパス） 国道168号 県道御所香芝線 中和幹線

減災

災害による人命、財産ならびに社会的・経済的混乱を減らすための試み。減災のためには、「外力（地震、台風、集中豪雨、火山噴火など、身のまわりにある驚異となりうる力）」についての理解を深めることと、「地域の防災力」を向上させることが大切である。

公助

災害に備え、いざ被害に遭遇したときには、「自助」「共助」「公助」の3つの力が大切だといわれている。「自助」とは自分の力で、「共助」とは地域社会との普段からのつながり・つきあいによって、「公助」とは国・都道府県・市町村などの行政の力により、災害に備え、乗り切ること。

洪水ハザードマップ

河川管理者（国や県）が指定した浸水想定区域に、河川の破堤やはん濫等の浸水情報及び避難に関する情報を住民にわかりやすく提供することにより人的被害を防ぐことを目的として作成した図面のこと。

コミュニティFM

FM放送局よりもっと小さい市町村単位で開設される地域密着型のメディア。コミュニティ放送ともいう。阪神・淡路大震災の時、兵庫県が臨時にコミュニティ放送局を開設し、被災者へのきめの細かい情報伝達を行った。奈良県内には以下の2つの放送局がある。

- ・ならどっとFM78.4MHz（奈良市）
- ・FMハイホー81.4MHz（王寺町）

【さ行】

災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。障害者・高齢者・乳幼児・妊産婦・外国人などをいう。

GIS（地理情報システム）

地理情報システム（GIS：Geographic Information System）は、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術である。

自主防災組織

地域の防災力を高めるため、「自分たちの家族やまちは自分たちで守る」という意識のもと、住民同士が協力して防災活動を行う組織。阪神・淡路大震災では、救出された人のうち、実に約98%が近隣住民などによって救出された。コミュニティのしっかりしている地域ほど多くの命が助けられた。

奈良県の自主防災組織率は2005年4月現在で27.1%（全国平均64.5%）。

自助

災害に備え、いざ被害に遭遇したときには、「自助」「共助」「公助」の3つの力が大切だといわれている。「自助」とは自分の力で、「共助」とは地域社会との普段からのつながり・つきあいによって、「公助」とは国・都道府県・市町村などの行政の力により、災害に備え、乗り切ること。

地震活動期

地震の発生には頻繁に地震が発生する時期とあまり地震のない時期を繰り返す周期があることが知られている。1995年の阪神・淡路大震災は地震の活動期が西日本にも再びめぐってきたことを示している。南海トラフのプレート境界巨大地震の約50年前から約10年後の期間のこと。

地震調査委員会

地震に関する調査結果を収集・整理・分析して、総合的な評価を行う、政府の地震調査研究推進本部の中に設置されている機関。

阪神・淡路大震災を契機に、地震対策特別措置法により1995年に設置された。

委員は、関係行政機関の職員と学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する。現員は12名。

地震防災戦略

大規模地震について、被害想定をもとに人的被害、経済被害を軽減するための具体的目標（減災目標）等を定めたもの。平成17年3月の中央防災会議において、東南海・南海地震の地震防災戦略が策定された。この「地震防災戦略」の緊急に取り組むべき事項と目標を、国、地方公共団体、関係機関、住民等間で共有し、その達成に向け対策の強化、充実に努めるものとされている。

浸水想定区域

浸水想定区域とは、洪水などにより河川の堤防が決壊した場合に、浸水が予想される区域のことで、河川管理者が指定する。また、浸水想定区域図はその浸水想定区域と区域内の浸水深を示した図面である。事前に浸水想定区域・浸水深を把握しておくことで、少しでも被害を少なくするために指定・公表する。

【た行】

地域防災力

私たち自身、あるいは地域自体が持っている災害に対処できる能力のこと。

地域防災力の向上のため、防災活動のリーダーの育成、消防団・自主防災組織の充実、地域の安全性点検、企業の防災活動を推進することなどの対策が必要となる。

地域防災計画

地域における防災の総合的な計画。地方公共団体の防災に関し、当該地方公共団体やその地域に係る行政機関及び公共機関等の処理すべき事務又は業務等について定めている。

毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされている。

中央防災会議

中央防災会議とは、内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、次のような役割がある。

- ・ 防災基本計画の作成及びその実施の推進
- ・ 非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進
- ・ 内閣総理大臣、防災担当大臣の諮問に応じた防災に関する重要事項の審議等
- ・ 防災に関する重要事項に関し、内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見具申

長周期地震動

長周期地震動とは、一般にはP波、S波の後にくる表面波といわれており、周期は数秒から十数秒程度である。長周期地震動が発生する地域は、地表面から岩盤まで数キロも柔らかい地盤が続く深い盆地構造をもった地域であり、この盆地構造により地震動が増幅・伸張され、大振幅で継続時間の長い地震動が発生する。

このような長周期地震動は石油タンクだけでなく、超高層ビルディング、免震構造物、長大橋など周期が数秒以上の固有周期を持つ構造物に大きな震動を引き起こし、大被害を

もたらす可能性がある。

D I G (図上訓練)

一定の役割を付与された訓練参加者とグループが、擬似的な災害状況下で、決められた役割に従って、災害対応行動を行う実践的な訓練のことである。従来から実施されているシナリオが決まっているいわゆる「展示型訓練」とは異なり、訓練参加者は自らの行動を自らの判断で決めなければならず、意思決定を訓練することが可能となる。

出前講座

市民協働や市民参画の推進を図るため、市民の要望により市職員が市内の各所に出向き、市政の各分野の内容について話をするもの。

同報系防災無線

住民に同報を行う放送として整備されるもの。

過去に津波・水害などの大災害のあった地域、東海地震警戒地域、原子力発電所などの原子力関連施設近辺では、殆どの市町村に整備されている。しかし、過去に災害が少なかった地域では整備が遅れている。

東南海・南海地震

大陸プレートと海洋プレートがぶつかり合い、たまったひずみが一気に解消する時に起きるプレート型地震で、東南海地震については潮岬（和歌山県）沖から浜名湖（静岡県）沖を、南海地震においては足摺岬（高知県）沖から潮岬沖を震源域とするとされる。

【は行】

ハザードマップ

地震の揺れ、河川の浸水、土砂災害など災害をもたらす自然現象を予測して、その程度を図示したもの。

避難勧告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告することができる。

また、急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示（避難指示）することができる。

防疫

外来および国内伝染病の侵入・流行を予防するための処置。海港および空港検疫、患者または保菌者の早期発見と隔離、媒介となる動物の駆除、予防接種など。

防災協働社会

災害からの被害軽減のためには、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切な役割分担をしていく社会のこと。行政のみならず、住民、企業、地域のコミュニティや自主防災組織、NPOなど、様々な主体が防災対策に取り組む社会のことをいう。

本アクションプログラムでは、この防災協働社会を実現することで、安全で安心なまち「かしば」を目指すことを理念としている。

防災公園

地震に起因して発生する市街地火災等の二次災害時において市民の生命、財産を守り、都市の防災構造を強化するために整備される避難地等としての役割をもつ都市公園をいう。

【ら行】

り災証明

災害時の市区町村の行政証明事務として、り災状況を証明するもの。災害時は市区町村長が、火災時は消防署長が発行する。

なお、り災証明は、発行手数料は免除され、各種被災者支援対策の受給資格の証明となるものである。

- * このアクションプログラムの作成にあたっては、次の文献、資料を参考にしました。
 - ・市町村地震防災対策アクションプログラムガイドライン（平成19年3月奈良県）
 - ・第2次奈良県地震被害想定調査報告書（平成16年10月奈良県）



発行

香芝市企画調整部企画政策課

〒639-0292 香芝市本町1397番地

電話：0745-76-2001